

V 農林水産業の 6次産業化

1 6次産業化とは

農山漁村には、有形無形の豊富な資源（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）が溢れています。「6次産業化」とは、農林漁業者（1次産業従事者）がこれらの「地域資源」を有効に活用し、主体的に加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）に取り組む（経営を多角化する）ことをいいます。

具体的な取組としては、加工品の製造・販売、消費者への直接販売、観光農園や農家レストランの経営などがあげられます。

この「6次産業」は、農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱した造語で、第1次産業の「1」、第2次産業の「2」、第3次産業の「3」を、掛け算すると「6」になることから、この名称で呼ばれています。

2 6次産業化のねらい

6次産業化では、農林漁業者が食品加工や流通・販売に主体的かつ総合的に関わるので、これまで第2次・第3次産業の事業者が得ていた加工賃や流通マージンなどは、農林漁業者の直接的な収入となります。→→→**所得増加効果**

また、新たな事業やサービスの提供により、農山漁村において雇用の機会が生まれます。→→→**雇用創出効果**

これらの効果により、農山漁村の地域や産業を活性化させようとするのが「6次産業化」のねらいです。

3 国による6次産業化の推進

(1) 六次産業化・地産地消費の目的

農林水産省では、6次産業化や地産地消など、地域活性化や高付加価値化に役立つ創意工夫をこらした取組を支援するため、平成22年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消費）を公布しました（平成23年3月施行）。

この法律は、農林漁業者等による農林水産物及びその副産物（バイオマス等）の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業計画を認定し、各種資金等による支援を通じた、6次産業化の促進を目的としています。

(2) 6次産業化事業（総合化事業計画）の認定

農林漁業者等は、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は

販売を一体的に行う事業活動に関する計画を策定し、農林水産大臣が認定します。

総合化事業計画の申請は、各地方農政局に行います。認定時期は、5月末、10月末、2月末となっています。

申請先 **中国四国農政局 経営・事業支援部 地域連携課**

〒700-8532

岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎

電話：086-224-9415

(3) 総合化事業計画の認定者への支援

総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等は、次のような支援が受けられます。

| | |
|-------------|--|
| 融 資 | ○農業改良資金(無利子融資)の融資を受けた場合、償還期限及び据置期間の延長 ・償還期限:10年→12年、据置期間:3年→5年 ・上限額:個人5千万円、法人・団体1億5千万円 ○新しいスーパーS資金の貸付が受けられます (上限額:個人1千万円、法人4千万円) |
| 補 助 | ○新商品開発や販路開拓に対する補助(食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の推進」)の補助率がさ上げ(通常1/3以内→市町村戦略に基づく取組については1/2以内) ★新商品開発に向けた試作品の製造に関する機器のレンタル・リースや市場評価の実施、販路開拓に向けた商談会への出展、パンフレットの作成費等を支援 ○新たな加工・販売等に取り組む場合に必要な施設整備に関する補助(食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売施設整備」)(補助率3/10以内(うち、中山間地(農業)及び市町村戦略に基づく取組については1/2以内)、交付金上限額:1億円) ★実施主体を六次産業化・地産地消法又は農商工連携促進法の認定を受けた民間団体等に限定 |
| そ の 他 | ・6次産業化プランナーによるアドバイスが受けられます ・各種商談会への出展案内 ・県6次産業化事業関係への応募 |

<注> 総合化事業計画が認定されても、直ちに融資等が受けられるとは限りません。別途、融資、補助事業を受ける場合は、別途審査を受ける必要があります。

(4) 総合化事業計画の認定要件

総合化事業計画の認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要です。

ア 事業主体・・・農林漁業者が行う事業であること

- ・農林漁業者(個人・法人)
- ・農林漁業者の組織する団体(農協・集落営農組織等)
- ※任意組織も可

※事業主体の取組を支援する者(機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等)を促進事業者として計画に位置づけることも可能

イ 事業内容・・・次のいずれかを行うこと

- (ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の拡大

- (イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- (ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善
- ウ 経営の改善……次の2つの指標の全てが満たされていること
 - (ア) 農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
 - (イ) 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向上し、終了年度は黒字となること
- エ 計画期間……5年以内（3～5年が望ましい）

(5) 農商工連携への支援

6次産業化の気運が高まり、農林漁業者が農業経営を多角化するだけでなく、商工業者と連携する動きが出始めました。国では、こうした動きを後押しするため、平成20年に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」を制定しました。農林水産省と経済産業省が共同で、この農商工連携の取組を支援しています。

「農商工連携」とは・・・

「農商工連携」とは、農林漁業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

農商工連携支援事業計画の認定

農商工連携促進法では、農商工連携に取り組もうとする農林漁業者と中小企業者の共同による事業計画を国が認定し、認定された事業者は、低利融資、税制優遇措置等の様々な支援が受けられます。

ア 申請者の資格

(ア) 農林漁業者

この場合の農林漁業者とは、農業、林業又は漁業を営む個人、法人をいいます。また、これら農林漁業を営む者が組織する法人・団体も申請できます。具体的には、事業協同組合、農協、農事組合法人、森林組合、漁協などのほか、集落営農組織等の任意団体も可能です。

(イ) 中小企業者

業種分類ごと定められた資本金または従業員数の要件を満たす個人、法人が申請できます。要件は下表のとおりです。

また、商工組合、商店街振興組合、消費生活協同組合、事業協同組合、農協、農事組合法人、森林組合、漁協等や一定の要件を満たす生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合等も中小企業者として申請できます（事業協同組合、農協、農事組合法人、森林組合、漁協等は、農林漁業者としても中小企業者としても申請可能）。ただし、農林漁業者と違い、任意団体は申請できません。

例えば、農業生産と食品製造の両方の事業を行っている場合は、農業者、中小企業者のどちらの立場でも申請できます。この場合、申請する事業計画の内容で、農業者として申請するのか、中小企業者として申請するのか判断することになります。

| 業種分類 | 下記の資本金、従業員数のいずれか一方を満たす場合は中小企業者となります | |
|------------------|-------------------------------------|--------|
| | 資本金 | 従業員数 |
| 製造業・建設業・運輸業など | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業の一部 | | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

イ 認定の基準

事業計画の申請は、農林漁業者、中小企業者の両者が連名で行います。また、認定の基準として、以下のことが必要となります。

(ア) 農林漁業者、中小企業者が単なる商取引の関係でないこと

両者が主体的に参画し、通常のビジネス上の取引関係を超えて協力することが求められます。単なる原材料の売買、業務の受委託や資産の賃貸借などは対象になりません。

(イ) 両者の「経営資源」を有効活用すること

連携の相手方が持っていない経営資源、つまり自分の経営の「強み」を相互に活用することが必要です。「経営資源」とは、資産や技術・技能、知的財産のほか、販路や人脈なども含まれ、通常の営業活動に必要なものは、ほぼ認められます。ただし、「お金」は経営資源として認められません。

(ウ) 新商品、新サービスの開発であること

開発する新商品、新サービスが、両者にとってこれまでに開発、生産・提供したことのないものでなければ認められません。ただし、開発しようとする商品の優位性が明確でないもの、顧客ニーズの把握が十分でない計画は、対象になりません。

(エ) 両者の経営が改善されること

両者の経営が改善される事業であることが必要です。したがって、定量的な認定基準として、計画期間が5年の場合、「5年間で売上高と付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）の5%以上の増加」が必要とされます（計画期間は5年以内）。

ウ 相談窓口

農商工連携事業の認定を受ける場合は、全国10か所にある中小企業基盤整備機構の各地域本部などが相談窓口になります。ここでは、専門家が相談や計画作成のアドバイス、計画認定後のフォローアップまで対応してくれます。また、計画の申請先となる経済産業局、農政局でも相談を受け付けています。

中国地区の相談窓口 **中小企業基盤整備機構 中国本部 連携推進課**

〒730-0013

広島県広島市中区八丁堀5-7 広島K Sビル3階

電話：082-502-6689

(6) 農林漁業成長産業化ファンド（6次産業化ファンド）

我が国の農林漁業が、農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出できる成長産業とするため、国は「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」を制定し、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定めました。

この法律制定により、6次産業化に取り組む事業者への支援を目的とした「農林漁業成長産業化ファンド」が創設されました。このファンドは、農業法人等に対し、最大15年にわたる出資と経営支援を一体的に行うほか、必要に応じて※資本金劣後ローンの貸付を行います。

資本金劣後ローンとは？

機構が貸付けを行う資本金劣後ローンは、①無担保・無保証、②長期、③金利は業績連動という特徴があり、民間金融機関が財務状況等を判断するにあたって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金です。

ア ファンドの出資対象

総合事業計画認定を受けた農業法人等（企業参入も対象）

サブファンドとは？

ファンドは、地域やテーマに応じた複数のサブファンドで構成されていて、各サブファンドは、それぞれの地域やテーマに沿った案件を募集・発掘します。

イ 出資対象となる取組

出資対象となる取組は、農林水産物の加工・販売や輸出、農山漁村の特色を生かした観光事業、農林水産物由来のバイオマスを活用した再生可能エネルギーの生産などの新たな事業展開など幅広いものが該当します。

ウ ファンドの農業法人等への直接出資活用のメリット

ファンドからの出資を受けることにより、6次産業に取り組む事業者は、少ない資本で大きな事業に取り組むことができ、新たな事業の着手に対するリスクが軽減されます。補助金との併用も可能です。農林漁業者には、

- ・別法人の設立費用や別法人を運営するために生じる運営コスト等の負担がなくなる
- ・同一経営体の中で生産活動に併せて6次産業化事業を行うことで、一体的な経営管理やリスク分散による、経営の安定を図ることができる
- ・原材料となる農林水産物の品質をより高め、産地段階からの商品・メニューの差別化や、日本の農林水産物等の強みを生かした輸出などにより国内外の消費者にPRできる

といったメリットがあります。

エ 相談窓口

出資に関する相談窓口は、サブファンドになりますので、お近くのサブファンドか、ファンドを運営する「株式会社農林漁業成長産業化支援機構」（通称、A-FIVE）にご相談ください。

<参考>主なサブファンド（平成30年7月末時点）

【県内を投資対象とするサブファンド】

| | |
|----------|---------------------------------------|
| ファンド名称 | ちゅうぎんアグリサポートファンド投資事業有限責任組合 |
| ファンド総額 | 5億円 |
| 運営者 | 中銀リース株式会社 |
| 主な投資対象地域 | 中国銀行グループの営業区域 |
| 問い合わせ先 | 株式会社中国銀行 金融営業部 086-234-6540（平日9時～17時） |

| | |
|----------|---|
| ファンド名称 | トマト6次産業化応援投資事業有限責任組合 |
| ファンド総額 | 10億円 |
| 運営者 | トマトリース株式会社 |
| 主な投資対象地域 | 岡山県およびその周辺地域 |
| 問い合わせ先 | 株式会社トマト銀行 地域成長戦略応援部 086-800-1820（平日9時～17時） トマトリース株式会社 営業第三部 086-223-3411（平日9時～17時） |

【全国を投資対象とするサブファンド】

| | |
|----------|--------------------------------------|
| ファンド名称 | 農林水産業投資事業有限責任組合 |
| ファンド総額 | 100億円 |
| 運営者 | 農林水産業協同投資株式会社 |
| 主な投資対象地域 | 全国 |
| 問い合わせ先 | 農林水産業協同投資株式会社 03-5219-6030（平日9時～17時） |

| | |
|----------|--|
| ファンド名称 | イー・ピー投資事業有限責任組合 |
| ファンド総額 | 10億円 |
| 運営者 | 株式会社イーピーアセットマネジメント |
| 主な投資対象地域 | 全国 |
| 問い合わせ先 | 株式会社イーピーアセットマネジメント 管理部 03-6435-8442（平日10時～19時） |

| | |
|----------|-----------------------------------|
| ファンド名称 | S M B C 6次産業化ファンド投資事業有限責任組合 |
| ファンド総額 | 20億円 |
| 運営者 | 日本戦略投資株式会社 |
| 主な投資対象地域 | 全国 |
| 問い合わせ先 | 日本戦略投資株式会社 03-3295-3336（平日9時～17時） |